「やまぐち教育応援団」

を御利用ください!

次代を担う子どもたちの健やかな育成には、学校・地域社会が 連携・協力し、社会全体で教育に取り組むことが必要です。

このため、山口県教育委員会では、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体・地域の人材について、「やまぐち教育応援団」への認証・登録を推進しています。





- (1) 幼稚園、保育所
- (2) 小学校、中学校
- (3) 高等学校
- (4) 中等教育学校
- (5) 特別支援学校
- (6) 大学、短期大学
- (7) 高等専門学校、専修学校、各種学校
- (8) その他教育活動を行う団体



支援を希望される場合は、やまぐち総合教育支援サイトで提供する情報を確認し、直接、登録された団員へ支援を要請することができます。

団員は以下のいずれか一つ以上の支援を原則として無償で提供します。

支援内容

登録事業所等が行う支援内容

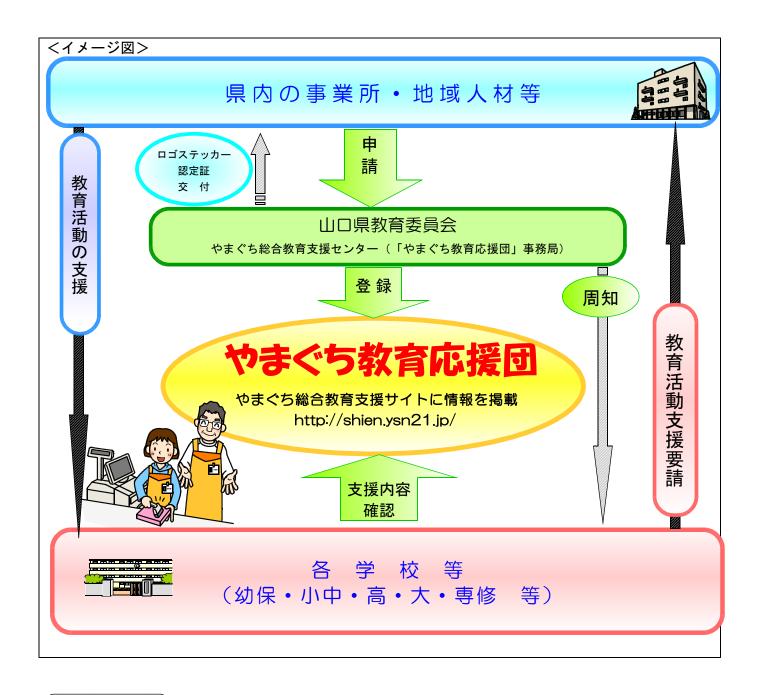
- (1) 子ども、保護者等を対象とした体験イベント、学習講座等の開催
- (2) 子どもの職場見学、就業体験等の受入れ
- (3) 学校等への講師・指導者としての派遣や参加
- (4) 教員研修への講師の派遣や企業研修・体験への教員の受入れ
- (5) その他団員が協力可能な教育活動への支援
 - ※ 具体的な内容、教材費等の必要経費などについては、支援を行う団員と 支援先である学校等により取り決めをお願いします。

申込方法

① ウェブサイト上の団員の掲載情報をチェック

やまぐち総合教育支援サイト(http://shien.ysn21.jp/)→企業のページ → やまぐち教育応援団(コンテンツを見る)をクリック

- ② 支援を希望する団員の担当者へ直接連絡
- ③ 日程や支援内容を確認・調整
- (注意) 団員ごとに、支援を行う内容や対象が異なりますので、ウェブサイトの掲載情報をよく御確認の上、申込みをお願いします。また、団員の業務等の都合により、支援を行うことができない場合があります。



団員 (登録事業所・ 地域人材等) 「やまぐち教育応援団」の趣旨に賛同する県内の事業所や団体、地域の人材ただし、次に該当するものは除く。

- (1) 法令等の規定により、子ども、若者等の立入りが規制されている事業所等
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とした事業所等
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある事業所等
- (4) その他、「やまぐち教育応援団」としてふさわしくないと認められる事業所等 ※登録事業所には、「やまぐち教育応援団」の名称とロゴを使用することができる等 の特典があります。

お問い合わせ先

やまぐち総合教育支援センター(「やまぐち教育応援団」事務局)

〒754-0893 山口市秋穂二島1062 (山口県セミナーパーク内) TEL083-987-1190 FAX083-987-1201 URL http://www.ysn21.jp/